

令和4年第4回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年12月8日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君
7番	伊 藤 正 子 君	8番	宇 野 進 一 君
9番	鈴 木 喜一郎 君	10番	樋 下 周一郎 君

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君
まちづくり 戦 略 課 長	鳩 貝 浩 之 君	会 計 管 理 者 兼 町 民 税 務 課 長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生 活 安 全 課 長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	松 村 聖 市 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

連絡員として出席した者の職氏名

総務課 幹事
まちづくり戦略課 幹事
生活安全課 幹事
教育委員会 幹事
齊木 哲也 君
山田 浩 君
香取 憲治 君
篠崎 憲一 君

総務課 幹事
市民税務課 幹事
都市建設課 幹事
鈴木 里史 君
笈沼 里美 君
堀山 康行 君

事務局職員出席者

事務局 長 田口 啓一 書 記 田中 孝平
書 記 伊藤 弘美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（新井 庫君）おはようございます。
定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。
-

◎会議成立の宣言

- 議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名であります。
会議は成立いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（新井 庫君）地方自治法121条の規定による本日の出席者の報告をいたします。
町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しています。
また、議事の円滑なる進行を図るために、連絡員として関係職員及び写真撮影のため、まちづくり戦略課 曾我副主幹の入場を許可しております。
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策のため、座席の間隔及び検温、マスク着用等の御理解、御協力をお願いいたします。また、本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
議事日程に入る前に、12月5日、本会議初日において議案第67号より議案第70号までの補正予算に関する議案を常任委員会へ付託を決するとの発言の際、議案第70号 令和4年度水道事業会計補正予算（第3号）を口述書の誤植により第2号と発言しました件を議案書記載のとおり水道事業会計補正予算（第3号）に発言の訂正をさせていただきます。
-

◎一般質問

- 議長（新井 庫君）今日は、日程第4、一般質問となります。
ただいまから町政に対する一般質問を行います。
発言の通告を受けた者は、お手元へ配付した通告一覧表のとおりです。
順序に従い発言を許します。

なお、質問時間は申し合わせにより、議長の発言許可より答弁を含め30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 山本芳秀君

○議長（新井 庫君）最初の質問者である山本議員は、発言席へ移動を願います。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）ただいまより、4番 山本芳秀君の発言を許します。

登壇し、質問主旨を述べ、その後は発言席へお戻りください。

4番、山本芳秀君。

〔4番 山本芳秀君 登壇〕

○4番（山本芳秀君）4番議員の山本です。

まず、本日、大変お忙しい中、傍聴においていただいた皆様、大変ありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行は、拡大と縮小を繰り返しながら続いており、職場、学校、通勤中など、あらゆる場所でマスク着用が普及してまいりました。

そして、今、治療法とワクチンの普及により、多くの人々の意識は、命にかかわる重大な病気から、いつ感染するかもしれないありふれた病気へと変化してきているのではないかとされており。しかし、これから本格的な冬の季節の到来を前に、予断を許さない状況ではないかと思えます。

本題に入りますが、私の今回の質問ですが、通告書のとおり区域指定について2点の質問をさせていただきます。

初めに、1点目として、10月中旬、区域指定について住民説明会が開催されました。

そこで、改めてどのような目的のもとに五霞町区域指定制度を導入するのか、お伺いします。

次に、2点目ですが、今、日本社会は人口減少、縮小社会になっております。このようなときに、区域指定制度がどれだけ効果が期待できるのかは不透明です。しかし、逆境の中だからこそチャレンジすることに大きな意味があると思えます。

茨城県で一番人口の少ない五霞町。だからこそ、少しでも人口減少に歯止めをかける施策が必要ではないでしょうか。

今後、区域指定により住宅等を建設。また、子育て支援、医療・福祉関係全般の支援策を内外に情報を発信し、町のPRをし、定住を呼びかけることが求められると思えますが、いかがですか。

また、私の周りにも適齢期を過ぎたであろう男性が多数おります。結婚している方のほうが少ないぐらいです。年齢を重ねれば、重ねるほど、結婚から遠のきます。周りが焦っても、

これは本人次第と思いますが、いかにして男女の出会いを創出するかも重要と思います。結婚がなければ、通常、子供は生まれません。結婚件数、出生件数は、今後、減り続けることが予想されますが、町として区域指定の導入にあわせ、結婚支援を重要課題として位置づけることも必要と思います。

現在は、ネットによるマッチングアプリ等による婚活が主流になっているようですが、行政としても、一歩進んだ取り組みにチャレンジしてほしいと思いますが、いかがですか。

そこで、これらソフト面を充実させることが重要と認識しております。今、小・中学生は約 500 人程度かなというふうに認識しております。この子たちが結婚し、成人となった場合、子供の教育、子育てしやすい環境、将来、高齢化し、買い物ができなくなった場合を考えると、商業施設も欲しい、いろいろなことを考慮し定住先を決めると思います。

よって、本事業は、五霞町がこれから大きく飛躍する一大事業と認識しております。町は、新庁舎の建設、小学校統合に向けての準備、道の駅ごかの後背地の開発と小学校跡地の開発など、今までにないほどの大きな事業が予定されております。スピード感を持って取り組んでほしいと思います。

以上、主旨を述べさせていただきました。

これより、発言席に移動させていただきます。

〔4番 山本芳秀君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）1点目の質問に対し、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）1項目め1点目について御答弁のほうを申し上げさせていただきます。

まず、導入の背景でございます。こちらにつきましては、人口減少などにより小学校における通学班の少人数化や空き家が増加傾向にあること、また、各行政区においては、催事やイベントが減っているなど、既存集落のコミュニティを維持することが困難となっている状況がございます。あわせて、市街化区域において居住可能な土地、いわゆる社宅などが建築できる土地、こういったものに空きがないということから、企業からの就業者の居住ニーズに応えられない状況となっているというところでございます。

これらを踏まえまして、既存集落の維持・保全を図るとともに、空き家対策や五霞町への定住希望者に応えるべく、定住人口の減少を抑制することを目的に市街化調整区域における区域指定制度について導入を進めたというところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）はい。

答弁終わりましたので、

はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）目的というものが、一応理解できました。

この区域指定制度につきましては、やはり根本的には人口減少対策であろうというふう

に思います。

冒頭に述べましたとおり、五霞町の人口を考えれば、今後ますます人口は減り続ける。地方自治がもう運営できないような状況になるのではないかと、将来を危惧するところでございます。そういう意味で、区域指定制度を導入することになった。

これから県のほうに、最終的にはまだなんでしょうけれども、おそらく認可されると思いますので、これはぜひ取り組んでほしい。五霞町にとって一大事業ということになりますので、ぜひ。目的のほうはわかりました。

それでは、次、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、2点目の答弁は複数の担当課に分かれておりますので、続けて各課より答弁することによってよろしいでしょうか。

○4番（山本芳秀君）はい。

○議長（新井 庫君）初めに、都市建設課長の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）1項目め2点目について御答弁のほうを申し上げます。

今後の展開といたしまして、まず、ハード面における検討、取り組み状況でございます。

まず1点目に、今回、導入する区域指定制度を生かした展開として、区域内の土地について有効活用が進むよう「売りたい」、あるいは「買いたい」のマッチングなどの仕組みについて、今後、検討を進めていきたいというところでございます。

また、二つ目といたしまして、官民連携事業である地域優良賃貸住宅の整備ができるか、現在、検討を進めているところでございます。内容につきましては、町内に散在する利用頻度の低い公有地において地域優良賃貸住宅による子育て賃貸住宅整備を実施することで、第6次五霞町総合計画などにおける重点プロジェクト、活力あるまちづくり戦略、これらを実現するために、子育て世帯の転入促進、転出抑制並びに定住促進を進めることを目的としまして、現在、内閣府の補助金を活用して公有地の数カ所において地域優良賃貸住宅整備導入可能性調査を行っているところでございます。調査の結果、可能であれば、PFI事業、いわゆる民間資金活用事業でございます。こちらにより、少ない財政負担で住宅整備ができることとなりますので、引き続き検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、まちづくり戦略課長の答弁を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（鳩貝浩之君）続きまして、私のほうから2点目のうち、この人口減少対策に関しまして、全体を見据えた今後の展開について御答弁を申し上げます。

これまで、地方におきましては、人口減少と東京圏への一極集中を是正することを目的として、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策を実施してまいりました。

このような中、世界的に新型コロナウイルスが大流行し、我が国においては、テレワークをはじめとするデジタル技術が急速に進展してまいりました。これにより、企業における在

宅勤務や教育機関におけるオンライン授業などが進み、地方での生活が改めて見直しされてきております。

そのような背景におきまして、当町におけるこの人口減少対策でございすけども、ハード事業、ソフト事業、そして、それらの情報発信、3つの取り組みをしていくことが、とても重要であるというふうに考えております。

ハード事業としましては、先ほど都市建設課長の答弁にありました地域優良賃貸住宅の整備のほか、令和6年度開校に向けた新しい小学校の整備を進めているところでございす。

また、ソフト事業としましては、子育て、教育、医療、福祉といった子育て世代をターゲットとしたさまざまな施策を展開してまいります。

そこで、令和5年度以降、新たな取り組みとしまして、医療、福祉につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療の特定健診や健康診査における自己負担をなくし、無料化していく予定でございす。

また、子育て世代に対しましては、本定例会にも提案しておりますが、医療福祉制度、いわゆるマル福の所得制限を撤廃し、対象者をふやすことで安心して子育てができるよう条例の一部を改正してまいります。

このほか、教育に関しましては、小・中隣接といった立地条件を生かし、義務教育9年間の枠組みの中で特色ある学校教育を推進してまいります。

そして、これらの情報をいかに若い世代、中でも、この移住・定住を検討している世代に発信するかが特に重要であるというふうに認識をしております。

そこで、今年度は地方創生臨時交付金、国からの交付金を活用しまして、移住・定住者にターゲットを絞った魅力発信の事業を現在、取り組んでおります。内容としましては、子育て、教育等に関するPR動画やデジタルブックデータ、さらには小冊子。このような冊子を作成するとともに、これらを移住の専門サイトに掲載してまいります。

繰り返しになりますけれども、ハード事業、ソフト事業、そして情報発信と、これらを一つの政策パッケージとしまして、一人でも多くの方に移住していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございす。

○議長（新井 庫君）続いて、町民税務課長の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）それでは、2点目のうち、結婚支援対策について御答弁申し上げます。

まず、現在の状況から申し上げます。

全国的に未婚化・晩婚化が進んでおりますが、町の未婚率につきましては、令和2年の国勢調査の結果でございすけども、27.25%と茨城県内で第5位という高い順位となっております。

こうした状況を踏まえまして、町では、これまで、「五霞町結婚支援員協議会」や埼玉県の近隣市町と協定を結びました「3市3町広域連携結婚支援協議会」。また、茨城県が主体となって活動しております「いばらき出会いサポートセンター」や「いばらきマリッジサポートセンター」などと連携して結婚支援事業を行っております。

そうした中、令和2年からは、新型コロナウイルス感染予防の影響により対面でのイベントや相談会ができない状況が続いており、出会い方や希望者のニーズも変化してまいりました。地元のサービスではプライバシー面に不安があり、これまで結婚相談等への登録に抵抗のあった方にも比較的利用がしやすいスマートフォン等で御自身を登録し、価値観診断テストの結果から相性のよい相手を複数人紹介していただけるAIマッチングシステムや婚活アプリなど、時間や場所にとらわれずに活動ができるようなものによって変わってきております。

「いばらき出会いサポートセンター」においても、令和3年からAIマッチングが導入され、成婚率が倍増するなどの実績を上げております。

こうした状況から、町は、AIを導入している「いばらき出会いサポートセンター」への入会促進を行うほか、現在も町の会場で行っております相談会に加え、新たに茨城県内で行う相談会の情報を積極的にホームページや広報などで周知するとともに、3市3町の協定締結市町における結婚支援事業の情報を、埼玉領域や茨城領域といった地域の枠にとらわれることなく広い範囲を対象とするなど、結婚活動の選択肢をふやす支援を行っていきたいと考えております。

2点目のうち、結婚支援対策については以上でございます。

○議長（新井 庫君）答弁が終わりました。

はい、山本議員。

○4番（山本芳秀君）はい。ありがとうございます。

先ほどですね、3つの課より今後の地域区域指定制度にあわせまして、どのような事業を展開していくかということをお話いただきました。

やはりですね、区域指定ということをやりに当たりましては、周りから事業を成功させるための事業でどんどん後押しするような形態が望ましいと思います。

ですから、今は都市建設課なんでしょうけども、やはりこれは町民税務課とか、まちづくり戦略課とか、そういったところも一緒になってやっていくことが必要だろうというふうに思います。

その中で、五霞町はいいところはいっぱいあるわけですね。そういうところを考慮して乱開発にならないように、五霞町らしい魅力あるまちづくりを今後進めていただきたいというふうに考えております。

これからまだまだ先は長いでしょうけど、逐次議会のほうにも報告をしていただいて、その進捗状況をお知らせいただきたいなというふうに思います。

それと、一番のあれはですね、やはりこれからは子育て世代、そういった方たちがいかに

五霞町に移住・定住していくかということが、五霞町のこれからの発展になるんだろうというふうに思います。

先ほど、いろいろ支援策の報告もしていただきました。これは、素晴らしい内容であろうというふうに思います。その中で、一つでも……。私、毎回言っているのですが、一つでもいいから五霞町ならではのものを出してほしいと。全国にないようなものを一つでもいいんです。それを出してほしい。それを打ち出すことによって、ほかの支援策も相乗効果生まれるのだろうなというふうに考えております。

例えば、子育て支援であれば、全国で五霞町にしかないような一つを打ち出してほしい。そんな考えを私は持っております。

五霞町は埼玉県に近い。茨城県の玄関口と言われるぐらいに都会からも近い。立地的には最高のところですよ。恵まれておりますので、この区域指定を導入した場合には、他の市町に先駆けて五霞町に移住したいというようなことになれば、素晴らしい自治体になるんだろうというふうに思います。

その中で、もう一つは、学校教育ですね。これを充実させることが必要だろうというふうに思います。これから統合される小中一貫教育に移行するというので、やっぱり子供たちの親としては、やはり子供たちの将来を考えれば、学校の教育なんですよ。そういう意味で、教育も充実させてほしいというふうに思っております。

以前、住民説明会で区域指定の集落図というのが配付されたと思います。それを見ますと、五霞町のあらゆるところが区域指定の中に入ってきているというようなことで、これはですね、それはいいんですけども、やはり災害等も考慮して一番いいところを、住みやすいところ、環境のいいところを重点的に埋めていくような方策が望ましいのであろうと。誰が考えてもそうなんですけどね。そういう災害も考えたまちづくりも、これから区域指定をつくるに当たっては考慮をしていってほしいなというふうに思います。

それと、最後になるんですけども、結婚事業ですね。結婚というと、私も前から、これは言っているんですけども、出産祝い金とか、子育て支援。それは、いいんですけども、結婚がなければ、子育て支援も何もできない。もう、それが機能しないわけなのでね。やはり結婚支援のほうも重点的にやっていただきたい。結婚することによって、五霞町に定住者がふえるということも、可能性も十分に考えられますので、その辺、先ほど、町民税務課長のほうから言われたとおり、マッチングとか、そういうスマホを通じての婚活が主流だと聞いておりますけども、やはり、ネットを通じての出会いよりは、人が中に入って仲介して縁結びをするというほうが、何となく人間味があっていいのではないかなという、私は昔の考えなんですよね。そういう考えでおりますので、3市3町でつくっている協議会ですね。その辺のところも、もう1回見直すなりしてですね、今度は、埼玉県のほうに目を向けるんじゃなくて、茨城県のほうに目を向けると。五霞町の優位性は、東京が一番近いということなんですよね。東京に近いほうと提携を結んでも、五霞町はあまりメリットがないのだろうと。やはり、逆に茨城県のほうと協定を結んで実行したほうが、五霞町にとっては有利な状況にな

るんじゃないかというふうに考えるところがあります。この辺も再検討していただきたいなというふうに思っております。

いろいろ区域指定について御質問をさせていただきました。これから五霞町も大きく変わるんであろうという期待感が増すばかりですけども、これが絵に描いた餅になっては何にもならないと。やはり、行動あるのみです。「行動なくして成功なし」という言葉がありますとおり、スピード感を持って行動してほしいと。それが、将来の五霞町のためになることだと思います。

執行部の皆さん、大変だろうと思いますが、ぜひ、この事業が成功のうちに終わることを期待いたしまして、私のきょうの一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で、4番山本芳秀君の質問が終わりました。

◇ 黛 丈夫君

○議長（新井 庫君）続いて、2番目の質問者である黛議員は発言席へ移動願います。

〔2番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）ただいまより、2番 黛 丈夫君の発言を許します。

登壇し、質問主旨を述べ、その後は発言席へお戻りください。

2番、黛 丈夫君。

〔2番 黛 丈夫君 登壇〕

○2番（黛 丈夫君）おはようございます。

2番議員の黛でございます。

令和4年第4回定例会の一般質問の二番手として登壇させていただきました。

本日、傍聴に御参集賜りました皆様、師走の御多忙の中、また、お寒いところを運びいただき、まことにありがとうございます。

コロナ禍の一般質問。持ち時間30分ではありますが、しっかり務めさせていただきます。

さて、去る11月27日、日曜日、五霞町B&G海洋センターで五霞町防災の日避難所体験会が開催されました。本日傍聴されている皆様の中にも避難所体験会に参加された方がおられると思います。

体験会では、大型台風が関東地方を直撃して、利根川上流域で特別警報級の大雨による水害避難で、避難所で起こりうる現象、問題について、参加者みんなで話し合って対応を決めていく、そういうものでした。

ところで、本日、私は、町の防災について、体験会で皆さんが気づいたであろう内容と、それに関連した質問を行います。前提としましては、2016年4月に発生した熊本地震において、被災者、特に女性に多く見られた避難生活におけるトイレ事情によるストレスから体

調を壊した報告、その報道に発しています。

町は、コロナ禍の避難場所として情報・防災ステーションごかを設置しましたが、被災地を想定したトイレ事情はどのようになっているのか。また、その他の避難所、避難場所はどのようになっているのか、確認したいと思いました。

加えて、しっかりと検討すべき課題として、現在、計画が進められている役場庁舎等複合化施設の防災について及び町職員の防災避難に向けた応急対応の決まり事について伺いたいと思います。

改めまして、質問内容を整理して述べさせていただきます。

1 項目め。町防災計画の避難場所について。

1 点目、避難場所として必須設備である情報・防災ステーションごかのトイレと発生する汚物等の対応について。また、それ以外の防災施設として備えておかなければならない設備や防災対策について。本ステーションの目的、計画収容人数等を踏まえた現状と今後について質問します。

2 点目。他の指定緊急避難場所。指定避難所の災害時のトイレ、発生汚物等の対応について。特にトイレが使えなくなる水害や地震等、現状と今後について質問します。

3 点目、町防災施設において重要な使命、機能を有すべき町役場庁舎等複合化の計画がありますが、災害時のBCP、事業継続計画に配慮した防災の基本構想について質問します。

2 項目め。町職員の災害応急対応について。

1 点目、災害が予想される状況での事前準備対応及び初動対応に入る対応基準は明確になっているのか。また、災害応急はスムーズに行える状況にあるのか。

以上、2 項目 4 点について質問します。

なお、答弁は可能な限り簡潔にお願いいたします。

また、答弁によりましては、再質問させていただきますので、御了承願います。

それでは、私は、一旦、席を移動させていただきます。

〔2 番 黛 丈夫君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）1 項目めの 1 点目、2 点目の質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、1 項目め 1 点目について御答弁申し上げます。

情報・防災ステーションごかは、災害が発生した場合には活動の拠点として、また、平常時には住民の皆様が交流する休憩施設及び駐車場 100 台分として有効利用されており、トイレについては、男性用小 2 カ所、大 1 カ所、女性用 2 カ所、多目的トイレ 1 カ所が設置されております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による各避難所収容人数の減を補完するため、水害時一時避難場所として情報・防災ステーションごか隣接駐車場 786 台分を整備し、台風シーズンに合わせ、仮設トイレ男性用 4 基、女性用 4 基を配備してございます。

水害については、被害の発生状況を予測した上で、仮設トイレに消毒液の注入やトイレトペーパー等の準備を行い、いつでも利用できる状況に準備するとともに、ポータブルトイレ、テントトイレ等資材を現地配置します。

発災後は、情報・防災ステーションごかのトイレは、上下水道の被災状況により使用ができなくなることが想定されることから、1回ごとの個別包装式のポータブルトイレの組み立てを行い、利用を開始させていただきます。

また、同時に更なるポータブルトイレの追加配備や仮設トイレのくみ取り等を要請してまいります。

情報・防災ステーションごかは、水害時一時避難場所として情報・防災ステーションごか隣接駐車場を整備したことにより大きく注目を集めております。

今後も情報・防災ステーションごかは、防災の拠点として、また、観光の拠点として有効に活用し、水害時一時避難場所である情報・防災ステーションごか隣接駐車場は、災害時に一時避難場所として活用できるよう災害への備えに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）答弁が終わりました。

議員。

○2番（黛 丈夫君）どうもありがとうございます。

情報・防災ステーションごか。

そうですね。100台プラス、あと下の砂利の駐車場になっているところが786台。これだけの受け入れができる状況ですよ。水害時の避難時ということですが、あの場所は地震のときも、状況においては避難場所になることも予想されると私は思います。

今回の質問に際しまして、ちょっといろいろ私なりに調べてみたんです。

それはですね、午前中のお話でちょっと失礼かもしれませんが、日本人の排せつ量、ふん尿についてですが、1日当たり日本人は150～200グラムの排便をします。また、排尿は個人差はあるんですけども、大体1,500cc程度と。便の比重を1とするならば、ふん尿の排せつ量は1人1日当たり1.7リットルぐらいの量になるんですね。完全なくみ取りトイレでは、1人当たり1日1.7リットル程度の汚物が溜まっていくと。

また、現在、一般的な仮設トイレは、先ほど課長に答弁していただいたように、簡易水洗トイレを設置している場合が多いと思います。この場合、トイレの型式にもよるんですけども、1人当たり1日3～4リットルの汚水が出るということです。決められた基準数値ではないんですけども、目安にはなるんじゃないかと。

例えば、防災ステーションの簡易型の水洗トイレ、仮設トイレ、便槽350リットルぐらいですけど、1日当たり100人程度でも満杯になっちゃうと。防災ステーションは、先ほど言ったように、700台～800台の車避難が可能ということで皆さんに公表しているんですけども、避難者数によっては、避難期間3日としてでも相当の汚水が発生するということが予想されます。それなりの対応をしないと、避難した人が相当のトイレのストレスを感じるとい

うことですね。

ほかの避難所では、防災簡易トイレを配備して対応すると。それは、段ボール式の1回ごとに袋に詰めてやると。先ほど言ったように、1.7リットル一遍じゃないから、これまた結構大変な数が必要になるんじゃないかと思います。

こういう実情を踏まえて、ただ、皆さんそこに逃げて来なさいよと人を集めちゃったら、そういう問題が出るという。そこはちょっとね、今回、細かく詰める気はありません。

ただ、そういう計画を何らか数字であらわして、ある程度共有しておいて、例えば、防災ステーションの何が足りないから、それをどう回すんだということが、ある程度数値化して押さえる必要があるということです。その辺はですね、今後、御検討していただきたいと思います。いろいろあると思いますが、よろしく願いいたします。

議長、次をお願いします。

○議長（新井 庫君）3点目の質問に対し、総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）それでは、1項目め3点目の複合庁舎の防災対策について答弁申し上げます。

現在、複合庁舎の建設に当たりましては、令和2年3月に策定いたしました五霞町役場庁舎等公共施設基本構想、それらに防災機能として3点ほど示してございます。

1点目でございますけども、高い耐震性と2階以上の建築物とすると。

2点目ですけれども、災害対策活動の拠点となること。

3点目ですが、通信機器や非常用発電機器等の設備を有する。

そういった点を踏まえまして、諸般の調整を進めているところでございます。

それから、この複合庁舎につきましては、地震や風水害等の災害に対する防災・減災・復旧のための拠点として重要な役割を担っていることから、有事の際にもその機能を失うことのないよう、施設の耐震化や水害への対応として通信機器や電源施設等の主要施設を2階以上に配備する必要がございます。

今後、建設を進める中においては、内外利用者の利便性の確保はもとより、業務継続に重点を置いた機能とレイアウトについて、先例等も含め鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議事録。

○2番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

基本構想をしっかり伺いまして、まずは安心いたしました。

役場庁舎の役割は、災害時であっても町の行政機能の確保・維持をしてこそ、住民や地域が守れることになるものと思います。特に、状況を捉えて的確な情報や支援を住民や企業に提供すること。また、被災した時には、必要な町内外の機関や組織と連携してスピーディーな支援活動につなげるという重要な任務が求められる。そのためにも、私はしっかりと防災

機能を有した庁舎にしなければならないと。要は、見てくれよりも、今は機能優先だと思えます。

先ほど、電源と通信施設については2階以上に設置するということでしたので、これも具体的にそういう方向で進めていただきたいと思います。確かに、1階以下が水没しても、分電盤で系統分けすれば、2階以上は生きて機能が使えるということが重要だと思います。

それとまた、非常用電源も今はエンジンだけじゃなくて太陽光等もあります。それには、役場の災害時の必要設備容量を確認して、それだけの確保をしなければならないと思えます。その辺はやっていただけたらと思いますので、まずは安心します。

また、先ほど、通信ということで、有線放送の親局も2階以上、ないしは、ほかの移動したところでも提供できるようなことをお願いしたいです。それは、皆さんも御存じのことと思えますけども、東日本大災害において津波の寄せる中、必死に有線放送で避難を呼びかけて、あげく津波にのまれて亡くなった町職員の痛ましい事例もあるので、これは強く要請します。

それでは、議長、次の進行をお願いいたします。

○議長（新井 庫君） 議員、先ほど、生活安全課長のほうから1項目めの2点目について答弁漏れがあるということでございますので、それを先に答弁いたします。

生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君） 1項目め2点目につきまして答弁がもれてしまいましたので、御答弁のほうをさせていただきたいと思います。

まず、町の指定緊急避難場所と指定避難場所等につきましては、水害時14カ所、地震時17カ所を指定してございます。

水害時における避難所につきましては、避難スペース等を勘案し、規模に応じて必要な資材等を備蓄してございます。

なお、トイレにつきましては、ポータブルトイレ及び個別包装式の小袋を資材として備蓄しておりますが、発災前は、各施設の既存トイレを利用することになります。発災後は、上下水道の被災状況により使用できなくなることが想定されることから、ポータブルトイレ、トイレテントの組み立てを行い、既存トイレから1回ごとの個別包装式のポータブルトイレを利用することになります。廃棄物となる個別包装の使用済み小袋は、1カ所に溜め置きし、廃棄処分をしていきます。また、更なるポータブルトイレ、トイレテント等資材の追加配備や個別包装の使用済み廃棄物処理の回収の要請を行ってまいります。

今後も避難所における事前準備、災害時対応と段階的に移行していく中で、先を見据えた行動がとれるよう今後も体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大変失礼しました。

○議長（新井 庫君） 続いて、2項目めの質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。
生活安全課長。

○生活安全課長（古郡健司君） それでは、2項目め1点目について御答弁申し上げます。

町職員の災害対応については、五霞町地域防災計画において配備区分及び配備体制、配備体制別職員動員表が定められております。この地域防災計画に基づき、災害発生時には職員一人一人が初動活動を円滑に行うことができるよう職員がとるべき行動の概要をまとめた五霞町職員初動マニュアルを毎年4月に改定しております。

この職員初動マニュアルでは、基本方針、災害時の初動対応、職員の参集方法、配備区分及び配備体制、配備体制別職員動員表等、災害時における職員の構造について規定し、運用を図っております。

災害の状況に応じ、段階的に配備基準、参集配備体制を規定しており、職員がどの段階で参集するかを指定してございます。

地震災害発生時については、町内で震度4を記録したときは、連絡配備体制として防災担当課である生活安全課職員7名が参集いたします。

次に、町内で震度5弱を記録し、災害の発生のおそれがあるときは、第1警戒配備体制として職員31名が参集します。

次に、町内で震度5強を記録したときは、第2警戒配備体制として職員55名が参集いたします。

次に、地震により相当程度の局地災害が発生したとき又は本部長が必要と認めたときは、第1非常配備体制として、町内で震度6弱以上を記録したときは、第2非常配備体制として、地震により大規模な災害が発生したとき又は大規模な災害が発生したときには、第3非常配備体制として全職員が参集し、災害対応をすることになっております。風水害発生時についても同様に配備基準、参集配備体制が規定されております。

このように、事案に応じた体制で職員が参集し、災害対応をすることになります。

なお、毎年職員に対し、災害時において迅速に行動ができるよう参集訓練を実施してございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議事録。

○2番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

確かに、五霞町地域防災計画に地震災害対策計画編と水害対策計画編で、応急対策計画、初動対応に職員の参集動員の記述がされているんですね。

そして、今、課長のほうから具体的に、それを更にマニュアル化して職員に説明できるような資料があって、なおかつ、それにのっとって参集の訓練をしていると。

実際、ただ、有事と平時の時の訓練では、やっぱり気持ちも変わるでしょうけれど、ただ、形がないものを普段、形だとかイメージがないものを、いざという時にやれと言ったって無理な話で、それをやっているということは一つの安心につながります。こういうのは、職員の中でやっているの、意外と我々とか町民にはなかなかわかりにくいことなので、今回、改めて、やっているんだらうと思っているのですが、今回、質問して広く広めるというか、

公表することが重要かと思っています。実際にそれを続けていただくこと。いつ起こるかもわからないし、どういう状態かもわからないので。ただ、それに形をつくっておく、システムをつくっておくということは重要だと思います。よろしくお願いいたします。

その中で、一つ追加質問ということで、職員の応急対応の中に避難所の開設はどうなっているのか、ちょっと簡単でいいですから説明してください。

○議長（新井 庫君）ただいまの質問に対し、生活安全課長の答弁を求めます。

○生活安全課長（古郡健司君）それでは、ただいまの質問の避難所の開所方法について御答弁申し上げます。

避難所の開所につきましては、地震時と水害時では、開所手順が異なります。

地震発生時については、避難所の災害の状況や建物の被災状況を確認し、建物の安全が確認できた避難所から開所していきます。

また、水害時については、気象情報、河川水位、国河川事務所からの河川水位に関するホットライン等により被害の発生状況を予測した上で開所作業を行い、開所に当たっては、レベルの違いにより開所施設を定めております。

警戒レベル3、高齢者等避難においては、階段昇降機の設備のある水害時避難所4施設の開所を行います。

警戒レベル4、避難指示においては、水害時避難所14施設全ての開所を行います。

なお、公共施設においては、生活安全課で各施設の鍵を集中管理し、民間施設においては、事前に施設担当者と連絡を行い、速やかな開所が行える体制を整えております。

避難所の開所については、施設ごとに職員を指定し、開所の準備ができ次第、速やかに避難情報が発令できるよう体制を構築しており、避難した際に避難所が開所していないということがないようにしております。また、職員に対しては円滑に開所ができるよう定期的な訓練を実施してございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2番（黛 丈夫君）よくわかりました。

具体的になっていることが安心感につながります。どうもありがとうございました。

ふだん、ここまで細かくは聞かないと思っています。聞いてよかったと思います。

防災計画は、いつ何が起きるかわからない、そういう状況でやるものですから、なかなか100%はあり得ないと思います。これは承知の上ですが、かと言って何もやらないことは、結局何も対応ができないことなので、どうもありがとうございました。

引き続きまして、町長にですね、まとめというのもおかしいですが、防災について御答弁をいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君） 町長。

○町長（染谷森雄君）傍聴席の皆さん、大変御苦勞さまでございます。ひとつよろしくお願いいたします。

ただいま、町長は防災についてどのように考えているのかという議員の御質問に対し、御答弁を申し上げます。

私は、御承知のとおり、機会あるごとにですね、防災に関しましては、まずは自分の命は自分で守る。自助。これが大切であると申し上げてきております。

そのためにはですね、やはり日ごろの備え。これをやはりしておく必要があるということ、特にですね、災害もいろいろありますが、避難経路の確認とか帰宅経路の確認、また食料の確保、それぞれいろいろあります。また、タイムラインでの命を守るという中で、町のほうもお願いさせていただいております。

一つは、この自助の努力。

それから、もう一つは共助。

これは、各地域で自主防災組織がございますが、この活動をしっかり支援してまいりたい。

それから、あわせて、やはり災害時は弱者をどう救済していくか。これも一番大切でございまして、当然、隣近所の助け合い、支え合い。これらもしっかり支援をしてまいりたいと考えております。

そしてまた、もう1点が公助ですが、先ほど生活安全課長からありましたように、いろいろ行政の体制づくり。これも現在しっかり進めてまいりたい。当然、そこで職員が参集、まずしていただかないと、何の支援もできませんので、ことしも、これからですが、抜き打ちで職員の参集訓練もやろうかなという予定も現在しているところでございます。

このように、防災・減災に対しましては、自助、共助、公助それぞれの役割を果たして、これらを連携することが非常に重要だと考えております。

また、平時におきまして、災害を最小限にとどめるために、これには住民の皆さんにしまして防災教育を推進すること。これも一つ重要になってきます。

そしてまた、職員には当然、災害時における訓練ですね。この前もやらせていただきましたが、これら訓練を通じて、その体制整備をしていくと。

そして、災害時におきまして住民の命を守る。これが最優先でございまして。台風19号でも教訓として感じましたが、躊躇せずに避難勧告も、私としては早めに出していきたいと、このように発令をしていきたいと考えているところでございます。

そしてまた、最悪の事態を想定した場合は、自衛隊等の応援にかかわる要請。これは県を通さないと行けません、茨城県を通して速やかに要請もしていきたい。それからまた、災害救助法の適用。これもやはり速やかに要請もしていきたい。このように対応を、長として、本部長として考えているところでございます。

それから、先ほど議員から御提案ありましたように、いろいろな避難場所のトイレ等の数値化。これも、今後しっかりと検討してまいりたいと思います。

今の質問に対しての私の考えは、以上でございまして。

○議長（新井 庫君） 議員。

○2番（黛 丈夫君） どうもありがとうございました。

町長の防災にかける思いですね。五霞町を愛して守らなければならない思いは何うことができました。

町長が先ほど言いましたけど、19号の時の英断。あれは、すばらしいことだと思います。自衛隊への派遣を要請とか、これは町長でしかできない。やっぱり避難に対しても躊躇せずに出すという、それは町長にしかできません。これは、水害もそうですが、地震もありますし、これからは乾燥時期に入りますし、場合によったら火災もある時期に、そういった避難指示を出す必要があるかもしれません。その辺は、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、時間のほうもそろそろ終わりになりましたので、私の質問の終わりに際しまして、本日、御答弁賜りました執行部の皆様には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

これにて、私の一般質問を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で、2番 黛 丈夫君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩中、場内の換気を行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（新井 庫君）会議を再開します。

◇ 江 森 美佐雄 君

○議長（新井 庫君）3番目の質問者である江森議員は発言席へ移動をお願いいたします。

〔3番 江森美佐雄君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）ただいまより、3番 江森美佐雄君の発言を許します。

登壇し、質問主旨を述べ、その後は発言席へお戻りください。

江森美佐雄君。

〔3番 江森美佐雄君 登壇〕

○3番（江森美佐雄君）3番議員の江森でございます。

早速ですが、本題に入らせていただきます。

本日、私のほうからは、世界平和統一家庭連合、旧統一教会と町との関係についてお尋ねをしまいたします。

まず、冒頭、質問の背景について御説明申し上げます。

皆様、既に御承知のとおり、旧統一教会等により被害を被った方々に対する被害者救済法案が今国会で成立する見通しとなっております。また、文部科学省による旧統一教会への質問並びに厚生労働省と東京都から養子縁組に関する質問が行われたところでございます。

こうした中、信教の自由の議論もありますけれども、私は、被害者が出ていることが事実ですので、いかにして救済するかが最も重要な問題であると考えております。

11月に共同通信社が全国の都道府県議、知事、政令指定都市の市長に行った旧統一教会との関係を探ったアンケート結果によりますと、教団や関連団体などと接点があったと回答した人数は、都道府県議で少なくとも334人、知事13人、政令市の市長9人となっております。これ以外の地方議員につきましては、調査は行っていないとのことでした。国会議員のみならず、地方にも接点広がっているということが明らかになっております。

一方、NHKのクローズアップ現代では、被害者の証言などから旧統一教会が養子縁組を行っていたことを明らかにしております。事実ならば、人権をないがしろにした許されない行為であるというふうに言えると思います。

また、身近なところにも動きがございます。

10月に発行されました農時新聞という地元紙がありますけれども、これは、加須市の誠農社というところが発行しております地元の新聞でございます。これは、読売新聞に折り込みとして入っていたものでありまして、私はそこから入手をしましたが、そこに久喜市と加須市の旧統一協会との関係についての記事が掲載されておりました。

久喜市に関しましては、市の事業と旧統一教会との接点について過去3年間を調査した結果、接点はなかったことが記事として掲載されております。

また、加須市についても、数年分を調査した結果、接点はないということが、市として公表されております。

また、両市長とも旧統一教会とは関係がないということをおわせて記事として掲載されておりました。

これらのことから、五霞町におきましても事業などと旧統一教会との関係を一度、その有無について調査をすべきであり、町民に対して明らかにしておくべきでなかろうかと考える次第であります。したがって、このようなことから本日の質問に至ったものであります。

質問の要旨は2つございます。

質問要旨1。町の事業等で、後援、共催、金品の寄附行為などに関しまして、旧統一教会及びその関連団体との関係の有無を知りたいと存じます。そのため、調査を要請いたします。この要請に対する所見をお伺いするものであります。

質問要旨の2つ目としまして、同様に町長に対して、当該団体の会合への出席、祝電、メッセージの送付、後援や共催の承諾、あるいは、金品の寄附行為の有無などについて、その関係について知りたいと存じます。そのため、調査を要請するものであります。この要請に

対する所見をお伺いいたします。

なお、私自身につきましては、このような質問をさせていただくということもございまして、自分自身について旧統一教会及び関連団体と知りながら接点を持ったということにつきましては、一切ございません。今後とも接点を持つ考えは全くございませんので、そのことを御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

これより発言席に移動いたします。

〔3番 江森美佐雄君 発言席へ移動〕

○3番（江森美佐雄君）それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（新井 庫君）1点目の質問に対し、始めに総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）それでは、町における旧統一教会や関連する団体との関係でございます。

ちなみに、現時点で確認できた範囲を最初に申し上げます。

総務課所管分でございますけれども、過去3年間における町長交際費、町事業等での後援、共催、寄附採納等の実績、これらを確認しましたけれども、当該団体等への支出や団体等からの寄附、承認行事等はございませんでした。

町における後援名義使用の承認手続の際には、事務取扱要綱により政治活動や宗教活動を目的とする事業については対象から除外をしてございます。

今後におきましても、交際費の支出、後援名義での使用承認申請、さらには寄附行為などがあった場合には、必要に応じて団体が設立された趣旨や目的、あるいは構成員など、活動実態や内容がわかる書類の提出を求めるなど慎重に判断してまいりたいと考えております。

それから、要請の部分ですけれども、今後につきましては、総務課所管以外の他の課における共催等の関係の有無について、各課に過去の実績等を調査依頼し、確認していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）続いて、教育次長の答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、1点目の教育委員会所管分について御答弁を申し上げます。

教育委員会所管分につきまして、過去3年間における教育長交際費、後援、共催、寄附採納及び学校の授業等で実施をしています外部講師等につきまして、実績確認を行いました。当該団体への支出や当該団体からの寄附、承認行事、外部講師の派遣等はございませんでした。

後援名義使用の手続につきましては、申請書を受理した後に、教育委員会事務局で目的や活動内容を精査し、教育委員会定例会におきまして報告を行い、承認を得る手続を行ってお

ります。

今後におきましても、交際費の支出、後援名義使用承認申請や寄附行為などがあった場合には、慎重に判断をしてまいります。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）江森議員。

○3番（江森美佐雄君）時間がない中での調査をしていただきまして、ありがとうございます。

私の本日の質問の趣旨は、私はこれから調査しますという回答でも、きょうはそれで質問に対する答弁が成り立つという意味で質問をさせていただいております。何分、この調査と言いましても非常に難しゅうございます。何をどう調査すればいいのかというところから始まります。そのことは、よく理解をしております。

これは、久喜市と加須市の例を申し上げましたけれど、久喜市でも、今、総務課長がおっしゃったように、慎重にこれからもいろいろな角度から点検、チェックをしてまいりますと、こういうことも記事として出ております。

慎重に見ていくというのは、これは旧統一教会だけじゃないですけども、よく実態が私もよくわかりません。いろいろな報道がなされているわけですけども、30年間にわたって被害者を救済してこられた弁護士連絡会の皆さんもいらっしゃいます。そういったところからの情報で、どうだと。あるいは、裁判の判例からどうだと。こういうことを判断せざるを得ないわけですね。

今、ツイッターなどでもですね、いろいろな情報が飛び交っております。そんな中で、惑わされることなく、ここが真意というところを見落とすことなく、慎重にそういった情報を精査して、そして、フェイクに流されることなく判断をしていくということが、今、本当に求められているなど。

いまだにですね、きょう、国会。きょう、衆議院はもう通過すると思っておりますけれども、国会の法案の成立を待って、また、質問書に対する回答、これもございます。そういったところから徐々に明らかになっていくのではないかなと、この団体の姿がですね。

そういうところから、また私たちも、この当該団体に限らず、慎重にこういった団体の活動といったものを見ていかなければならない。

今回、総務課長と教育委員会にお尋ねしたんですけども、教育の世界でも非常にそういったいろいろな団体が入り込みやすい余地がある。教育の講演だとか、そういったことでも知らず知らずのうちに入ってきてしまうということもあります。実際に、大学の中には、そういった原理研究会とか、そういった組織も既に九州大学にあったり、ほかの大学にも、そういった組織もつくられているというようなこともございます。ですから、私たちは、こういったことに関して常日ごろから慎重に、冷静に見ていくといった姿勢が求められていくのかなと思います。

例えば、今、最近出てきた養子縁組の話ですけども、被害者救済については、町として

どうかというと、これはなかなか困難なこともあろうかと思いますが、養子縁組の問題については、窓口業務として直面する可能性もあろうかと思うんですね。養子縁組ですから、戸籍法に基づく手続もあるわけですね。そうすると、当該団体が関与した養子縁組のケースが実務として窓口に来るといってもいいとは言えないわけですね。ですから、そういう意味でも、私たちはよく構えておく必要があろうかなというふうに強く思っているところであります。

少なくとも、よく調べていただきましてありがとうございます。

また、慎重に今後とも、よく事業の推移を見ていただきたいと思います。ありがとうございます。

1 番目は、これで終わりたいと思います。

○議長（新井 庫君）続いて、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）それでは、2 点目の町に対しまして当該団体の会合への出席、祝電、メッセージの送付、後援や共催の承諾、また金品の寄附行為の有無など、その関係について調査要請についての御答弁を申し上げたいと思います。

ただいま議員が御指摘のように、世界平和統一家庭連合をめぐる数々の報道を受け、社会的にも極めて重大な問題と、これを伺い知るところでございます。

現在、先ほど議員も御指摘のように、国におきましても被害者の救済、また、再発防止の観点、これらを含めて新法案の制定を、現在、審議中でもございます。今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

そして、議員の御指摘のように、当該団体と私自身の関係ということでございますけれども、これまで当該団体にかかわる会合への出席とか、また祝電等の送受、それから金品の寄附行為など、私の知り得る範囲の中で、これはございません。

そういうことで、今後におきましても、さまざまな機会におきまして、町民に疑念を抱かれることのないように対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井 庫君）江森議員。

○3 番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

安心いたしました。

これは、先ほど、私も、私は関係ないですよということを申し上げたんですけども、これも非常に濃淡があるんですね。国会議員の先生方の話を伺っても、非常に濃淡があります。

それで、一番問題なのは、当該団体を知った上で行動するのと、いや、なかなか気がつかないよという、例えば、選挙応援だとか、いろいろな形で知らず知らずのところでは接点があったというような。

でも、本人は知らないですから、接点があるかないかもわからない状況というものもあるわけですね。

ですから、そういう意味では濃淡がありますし、知っていて講演会に出かけて行ったり、出かけて行って講演したり、ネパールまで行って講演するとか、そういうことになってくると、これはもう意図的に接点を持っているわけですので、そういうことと知らないのでは、相当の雲泥の開きがあるということだと思います。

そういう意味では、私も、自分の知る限りと言いましょか、知っていて接点があるというのは全くないと、こういうことでございますので、そのところは誰にでも共通して言えることかなと思います。

そういう意味で、知らず知らずにとということもあろうかと思えますけれども、ふだんから注視してやっていく必要があろうかなというふうに思うばかりでございます。

きょうはですね、この質問に対する答弁がいただけないかもしれないという思いでございました。そういう意味で、調査しますという回答がいただければ、それで今回の私の質問に対する回答としては完結すると、そういう思いで質問をさせていただきました。

ですけれども、調べていただいて答弁をいただいたということもございますので、また改めて感謝を申し上げます。

これについては、この定例会の一般質問はこれで終わりたいと思えますけれども、また文科省の質問書とか、厚生労働省、東京都の質問書なども、まだ、どういう質問をして、どういう回答が得られたのか、そういうことに関してはオープンになっておりません。そういうことを、また情報が入った後に改めてまた何か質問をさせていただくことがあろうかと思えます。それは、定例会という場ではなくて、全協ですとか、そういうところで、もう少し柔軟な形で質問をさせていただくことがあるかもしれませんので、そのことはお含みおきいただきたいなと思えます。

本日、定例会の一般質問としては、これで終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で、3番 江森美佐雄君の質問が終わりました。

◇ 伊 藤 正 子 君

○議長（新井 庫君）続いて、4番目の質問者である伊藤議員は発言席へ移動を願います。

なお、伊藤議員より一般質問に際し、資料の提供の申し出がありましたので許可しております。

〔7番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）ただいまより、7番 伊藤正子さんの発言を許します。

登壇し、質問主旨を述べ、その後は発言席へお戻りください。

伊藤正子さん。

〔7番 伊藤正子君 登壇〕

○7番（伊藤正子君）おはようございます。

7番議員の伊藤正子です。

師走に入り、何かとお忙しいところを傍聴ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は終わらず、ロシアによるウクライナへの侵略戦争、物価は高くなるばかり。世界はめまぐるしく変化する、この一年ではないでしょうか。声を大にして戦争は絶対にしてはならない。

町では、少子高齢化、人口減と、さまざまな対応を求められています。特に少子化は、あらゆる分野に影響を与えています。

私は、1項目、学校教育の現状について、5点質問をさせていただきます。

少子化の影響で、町立小学校統合及び小中一貫校が開校。五霞の教育環境の変革期を迎えようとしています。少子化の中で、児童・生徒の状況と教育を担う教職員の現状について質問をします。

町の小・中学校の生徒数とクラス数。新型コロナウイルス感染防止、休校等、児童・生徒の対応に苦慮している教職員数と非正規職員の数。

3点目は、国の情報教育推進のため、オンライン授業についてのメリット・デメリット。

4点目は、進学推進について。五霞町には、高等学校がありませんので、これから受験時期を迎えようとしています。4点目です。

5点目は、小中一貫校教育の開校について。まだ、これからいろいろな問題があると思いますが、東西小学校の在校生児童の心身のケアの支援。特に東小の生徒は、学び舎が変わりますので、ケアをお願いします。そして、保護者の方々に十分な説明を。そして、インターシップ、就労体験、各団体の企業などに協力を得て、五霞町は五霞町にしかできない体験をしてほしいと思います。特に農業、工業、商業等。そしてまた、部活動の推進と充実。部活動を通しての仲間づくり。

以上、5点について質問いたします。

質問によっては、再質問を発言席からお願いします。

以上です。

〔7番 伊藤正子君 発言席へ移動〕

○議長（新井 庫君）1点目及び2点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

○教育次長（猪瀬英子君）1項目1点目及び2点目につきまして、一括して御答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますが、令和4年5月1日現在の学校基本調査における東小学校児童数は175名で、通常の学級が3学年のみ2クラスの全部で7クラス。そして、特別支援学級が4クラスでございます。

西小学校は、児童数が138名で、通常の学級は全て単学級の6クラス、特別支援学級が3クラスでございます。

中学校でございますが、生徒数が171名で、通常の学級は各学年2クラスの6クラス。そ

して、特別支援学級が5クラスでございます。

今年度の町立学校3校の児童・生徒数の合計でございますが、484名でございます。

続きまして、2点目でございますが、令和4年度の東小学校における県費負担教職員数は18名で、そのうち、欠員補充講師が1名、臨時非常勤講師が1名、含まれています。そのほかに、町雇用会計年度任用職員として6名が勤務をしております。

西小学校の県費負担教職員数は15名で、そのうち、育休補充教諭が1名、欠員補充講師1名が含まれています。そのほかに、町雇用の会計年度任用職員5名が勤務をしております。

また、中学校でございますが、中学校の県費負担教職員数は23名。そのうち、育休補充事務職員が1名、産休補充講師が1名含まれております。そのほかに、町雇用の会計年度任用職員として4名が勤務をしております。

このほか、町では、業務委託により外国語指導員、ALTを東小学校、西小学校を合わせまして1名、中学校で1名を配置しております。

児童・生徒数及び教職員数につきましては、以上でございます。

○議長（新井 庫君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）結構な480人って、結構な人数が五霞で学んでいて、このクラス数で今は問題はありませんか。

○議長（新井 庫君）はい、教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）伊藤議員さんの御指摘もありました人数、クラスに関しての職員の数でございますが、資料の御提示もいただいているところでございますが、現在、五霞町では町立の3校におきまして、学校に配置することとしています教師の数は満たしております。不足は生じておりません。

参考の資料のほうで御提示いただいております非正規教員と言われております、いわゆる臨時的任用教職員ですが、こちらにつきましても、資料のほうでは、全国的には20%に迫る勢いだということで載っているところですが、五霞町では、現在、約9%の臨時的任用職員ということで、現在は問題のない状態でございます。

以上です。

○議長（新井 庫君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）この質問はですね、団塊の世代の教職員が退職されて、新たに新採用された教職員が、今、結婚や出産を迎えているので、非常に非正規職員が足りない学校もあるというので、町では特に県境の町なので、そういうことはないということは。

これから、先生も若い世代が多いので、保護者とか生徒はわかりませんからね。あの先生は非正規。

特にうちの町は県境の町なので、そういう点は配慮をしてもらうように、県にも教育委員会委員にも言ってほしいと思います。

毎定例会でも、茨城県の教職員組合から30人学級にしてほしいという請願がいつも出て

いるので、日本の教師は忙しいと言われているので、うちの町はどうなっているのかなというふうにはいつも考えていましたので、今のところ、そういう現状だということはわかりました。

では、3点目。

○議長（新井 庫君）3点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、3点目、オンライン授業について御答弁を申し上げます。

各校ともにタブレット端末を使った授業を展開しておりますが、その中で、先生が感じています主なメリット、そしてデメリットについてお答えさせていただきます。

まず、メリットでございますが、1点目としまして、コロナ感染による出席停止や不登校に対応した学習及び学校内の教室同士をつないだオンライン学習が可能になったこと。

2点目としまして、オンラインによる工場見学や外部講師の講座も実施できるようになったこと。

3点目としましては、端末上で、自分の意見を発信したり、他者の意見を受信し、考えを広げる学習や動画・写真を使用することにより実感を伴った学習ができるようになったことが挙げられております。

また、デメリットの部分でございますが、1点目としまして、操作方法の習得に時間をとられることや、通信環境の影響を受けるため、授業の途中で中断してしまう場合があります。

2点目としまして、端末使用による視力の低下、目の疲れ、姿勢の悪化等が懸念される。

3点目としまして、セキュリティの設定は行っていますが、授業と無関係なサイトを見るなどの心配とともに、適切な利用方法を実施しないと思考力、想像力の低下につながる可能性があることなどが挙げられております。

これまでの活用におけるメリット・デメリットにつきましては、以上でございます。

○議長（新井 庫君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）そうですね。メリット。

社会が、この情報を推進している中で、教育を終わって社会に出て行ったときに、こういう経験をしていないと、本当に私たちだと考えられないようないろいろな意見があって、いろいろなことを知っている子供たちに接するので、これは、デジタル化の中の教育だから、学校の先生方も大変だと思います。

それと、デメリットね。何でもスマホで済ませちゃえばいいとかというので、非常に危惧しているのは、考えないということ。それを補うために、日本語のよさで作文とかを書かせたりとかして、本当に心の中の悩みとかやっていけたらいいんじゃないかと。

確かに目が、私も眼科へ行くことがあるんですけど、10人のうち4、5人の子供が土曜日に来ています。そして、見守りをやっている、眼鏡をかけている子が何人いるか勘定したことがあるんですけど、確かにこれは将来、頭痛とかいろいろな体に影響があるので、これは学校教育の中で、今、歯医者さんはやるのですが、目の健診をやってほしいと要望して

おきます。

3点目は以上です。

○議長（新井 庫君）4点目の質問に対し、教育次長の答弁を求めます。

○教育次長（猪瀬英子君）1項目4点目、進学推進についてお答えを申し上げます。

中学校の進学の状況でございますが、令和3年度の進学率は98%でございます。内訳としまして、茨城県立高校に7人、13%。埼玉県立高校に31人、59%。そして、私立高校等が14人、26%。在家庭1人というような状況でございます。

五霞中学校におきましては、定期テスト前に放課後を利用して学習相談を行っています。これは、テスト対策の補習授業等を行っているものでございます。

そして、生徒が将来への希望と展望を持てるように、キャリア教育も推進をしているところでございます。どんな進路を選択するのか、どんな職業を目指すのかなどの将来に向けての計画だけでなく、職業観や勤労観にも触れながら、どのように生きるのかを考える指導も行っているところでございます。

また、総合的な学習の時間では、生徒自身に関心のある高校や通いたい高校等を調べる活動も行っております。おのおの学校の教育方針、特に力を入れている教育内容、卒業後の進路実績、取得できる資格等について調べ、将来に向けての選択の一助になるようにしているところでございます。

中学校の進学推進につきましては、以上でございます。

○議長（新井 庫君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）あと、小学校からね。

これも、茨城県立古河中等教育というのが平成24年に開校して、今年で10年。その10年の開校式を古河のはなもも体育館でやっていただいて、ここからもう、この1期生の方が今年大学を卒業すると。皆さん、それなりの進路があるので。

これは、五霞町に、その学校に入所できる中で、県が設けてくれているところですから、それぞれ保護者の方は、今ちょうど12月で来月は受験期に入るのでいろいろ資料を集めているので、その10年間の五霞町の進学した実績をお願いしたい。

○議長（新井 庫君）教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、ただいまの伊藤議員さんの小学校から中学校に進学する際の御質問についてお答えを申し上げます。

平成25年に茨城県立の中高一貫校としまして古河市に古河中等教育学校が開校いたしました。

現在、先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、開校から10年が経過したところでございますが、これまでに五霞町から進学した児童は23名おります。

通学の方法につきましては、保護者の送迎や自転車通学のほか、古河中等教育学校のスクールバスが保護者負担で運行されてございます。町内停留所として東小学校付近が始発で午前6時55分に出発をし、ファミリーマート付近が午前7時。そして、その後、古河市内

の停留所を回り、古河中等教育学校に向かうルートとなっております。現在は、そのスクールバスを2名の生徒が利用していることを確認してございます。

小学校から中学校の進学につきまして古河中等教育学校への進学状況につきましては、以上でございます。

○議長（新井 庫君）伊藤議員。

○7番（伊藤正子君）23名ね。立派ですね。五霞の代表として中等教育をやっていただいて。五霞中学校から埼玉県に行く人がいるので。私は、教育って、五霞町の少子化対策の一環になると思うんですね。やっぱりどんな教育をやっているかって、教育のあり方も多様化していますから、共通一次を経てきたお母さん、お父さんが自分の子供にどんな、そして、ふるさとにどんな教育があるかって。今、原宿台あたりも新しく小学校へ入る子供たちを抱えた人が転居してきているので、教育の場を本当に素晴らしいものにしていかないと、少子化は解消できないんじゃないかと。いろいろ長いスパンでね。

もう本当に、小中一貫校というのは15の春までですよ。なんかわくわくするようないろいろなことを体験してほしいと思いますよ。

ありがとうございます。

では、最後に5点目、教育長お願いします。

○議長（新井 庫君）5点目の質問に対し、教育長の答弁を求めます。

○教育長（森田恵美子君）1項目5点目について答弁申し上げます。

初めに、小中一貫教育について説明いたします。

現在、教育委員会では、学校統合準備室を中心に五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会の意見を聞きながら、令和6年度の小学校統合に向けて準備を進めています。小学校統合と同時に、小中一貫教育もスタートさせる予定であります。

令和2年度には、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針を策定しています。それに基づき、令和3年度には五霞町小中一貫教育推進基本計画の作成を始めています。現在、完成に向けて進めているところです。

小中一貫教育とは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉えていくものです。学年段階の区切りなども柔軟な設定になっています。また、小・中の相互乗り入れ指導や小学校高学年の教科担任制の導入、また、異学年交流等さまざまな工夫をした取り組みが考えられます。それは、取りも直さず、教育の質の向上につながると考えております。

この小中一貫教育の実施により、五霞町も質の高い教育の提供を目指し、魅力ある学校づくりを進めていきたいと思っております。

御質問の児童の心のケア、支援について申し上げます。

現在、五霞町では、西小学校と東小学校で交流の機会がたくさん設けられております。

代表的な事業として、5年生の九十九里町の小学生と交流する五霞町体験交流事業、4年生のさしま少年自然の家の合同宿泊学習、また、今年度3学期には、6年生や4年生が総合的な学習の時間に共同の体験学習を行う予定であります。さらには、夏休みの子ども教室や

BG塾などの交流が挙げられます。来年度は西小学校の児童が、中学校の特別教室を使用する予定ですが、児童・生徒、教職員の交流も進めていく予定です。

このような体験交流の機会を捉え、子供たちの統合への不安を少しでも和らげていきたいと考えます。

また、統合に向けての教職員の意識を高めることも必要です。日ごろの学級担任の言葉掛けは非常に大きい影響があるものです。統合をプラスとして捉え、期待できるような日頃の言葉掛けをお願いしていきたいと思えます。

教育委員会としては、現在も発行しておりますが、情報の発信を丁寧に行っていきたいというふうに考えております。その中では、やはり不安に思う児童というのとも出てくると考えられます。一人一人に目を向け、必要ならスクールカウンセラーとつなぎながら不安の解消に努めていきたいと思えます。

さらには、来年度、1年早いですが、3校合同のケース会議というのを行いまして、生徒指導主事、養護教諭、そして、教育委員会担当等が集まり、児童・生徒の情報の共有を図ることで児童・生徒への理解が深まり、これも不安の解消につながると考えています。

心のケアについて、不安の解消という視点から不登校について少しお話をさせていただきます。

中1ギャップという言葉は聞いたことがあると思えます。また、現在、コロナ禍で全国的に不登校児童・生徒がふえていると言われております。小学校と中学校の教育活動の際や、子供たちの人間関係や生活の変化が同時に起こるということで、精神的、身体的に負担を感じることもあることでしょう。

令和6年度からの小中一貫教育の実現によって、このギャップが意図的な移行期間、幅をいろいろ工夫できますので、意図的な移行期間を設けることによって、そういう教育課程の編成が可能になります。その中で、学習指導上、そして、生徒指導上の工夫ができると考えられます。

文科省の資料においても、小中一貫教育が求められる背景、理由として、この中1ギャップを挙げています。そのような点から申し上げれば、不登校生徒数の減少が期待できるところです。

次に、中学校の部活動についての質問に答弁いたします。

現在の中学生は、学習と部活動が中学校生活の大きな柱になっていると言えます。学習で活躍できない生徒も部活動ですばらしい力を発揮して輝く、そういう生徒もいます。また、担任や教科担任だけでなく、部活動顧問との信頼関係で中学校生活が充実していくということも多く見られます。

しかし、事実として、残念ながら五霞中学校では人数が集まらないために休部になることが見られます。学校としては、部活動の数を精選していく必要も出てきています。好きなことを思い切り経験させたいというふうに思いますが、現実的に学校としては苦しい選択を迫られているところです。

令和6年度からの小中一貫教育の中では、小学校高学年の部活動交流や参加なども考えられ、部活動自体の活性化につながるのではないかと考えています。地域移行に向けた課題と一緒に検討してまいりたいと思います。

小学校の統合、そして、小中一貫教育を機に、更に児童・生徒にとって居心地のよい場所になるように、魅力ある学校づくりに向けて今後も努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新井 庫君）伊藤議員、時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございました。

そうですね、教職員の働き方改革を部活に求められてきて、これから、この五霞町で育った子供たちがさまざまな分野でこれから活躍してくれることを願って質問を終わらせていただきます。

そして、最後に町長に。

町長に、めざましく変わる五霞町ですが、現在の心境……。

○議長（新井 庫君）伊藤議員、時間が58分までなんですよ。

○7番（伊藤正子君）じゃあ、これで質問は。

○議長（新井 庫君）はい。

○7番（伊藤正子君）ありがとうございました。

森田教育長、就任ありがとうございます。

〔「ありがとうございます。」と発言する者あり〕

○7番（伊藤正子君）よくわかりました。

素晴らしい子供たちが成長することを願って、お願いいたします。

以上です。

○議長（新井 庫君）以上で、一般質問通告者全員の質問が終了いたしました。

これを持ちまして、一般質問を終了いたします。

◎休会の決定

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

本定例会の一般質問の日程は、本日、明日12月9日の2日間と決定しておりましたが、本日、一般質問が全て終わりましたので、明日9日を休会とし、議案調査日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、12月9日を休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は12月12日の最終日となります。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）これにて散会といたします。
大変御苦労さまでした。

散会 午前11時59分

